

## 庁議付議事案書

開催・令和7年11月11日

所管部課	行政管理部 課税課	部長	矢吹勇一	
件名	東大和市税条例の一部を改正する条例について			
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則			
関係事項	部課機関			
1. 要旨				
令和7年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、東大和市税条例について、所要の改正を行う。				
(1) 主な改正点				
①個人の市民税について、合計所得金額が58万円超123万円以下である19歳以上23歳未満の親族等を対象とした、特定親族特別控除が新たに創設されることに伴い、申告の手続などに係る規定の所要の整備				
②令和8年4月1日以降に売渡し等が行われた加熱式たばこについて、当分の間「重量のみ」を基準として紙巻たばこの本数に換算し、課税標準を算出する特例に係る規定の整備				
(2) 施行日				
①に係る条項 令和8年1月1日				
②に係る条項 令和8年4月1日				
2. 経過(現時点に至るまでの経過)				
令和7年3月31日 地方税法等の一部を改正する法律公布				
総務課法規係において、事前審査済み				
3. 留意事項(問題点等)				
4. 主管部処理案(検討結果等)				
令和7年第4回市議会定例会に議案として提出したい。				
5. 審議結果				
決定				